

ぽっぷ

第56号

ぽっぷ…
popular (広くみんなに知られている)、
pop one's mind (ふと思ひ浮かぶ) …
少しでも多くの皆さんに知ってもらいたい
という願いを込めて名づけました。

令和4年7月15日発行
編集・発行
天童市男女共同参画社会推進委員会
事務局：天童市総務部市長公室
TEL：023-654-1111 内線324

男女共同参画を進めるための標語を募集します

「○○は男の職業、□□は女の職業」、「家事・育児・介護は女性がやるもの」。私たちは、知らないうちに「男だから……、女だから……」という意識になっていませんか。

男性も女性も認め合い、一人一人が生き生きと活躍できれば、共に支え合う充実した豊かな社会ができるのではないのでしょうか。みんなで男女共同参画を考えてみましょう。

募集期間 令和4年7月15日(金)～8月31日(水) (必着)

応募資格 市内に在住、在学または在勤している中学生以上の方

応募条件 応募作品は1人1点とし、自作で未発表のものに限ります。
応募作品の著作物使用に関する権利は天童市に帰属します。

応募方法 作品と、住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号・(学生の方は学校名と学年)を明記の上、天童市総務部市長公室に郵便、FAX、e-mail等でお送りください。応募用紙は市役所、市立公民館等にございます。

応募先 〒994-8510 天童市老野森一丁目1番1号 天童市総務部市長公室
FAX:023-653-0704 e-mail:machi@city.tendo.yamagata.jp

入賞 令和4年11月頃に入賞作品を発表する予定です。
最優秀賞1点、優秀賞3点(賞状と副賞)、入選26点(記念品を贈呈)

過去の
最優秀賞
作品

令和3年度 「意識変え 能力生かせる 豊かな街へ」
令和2年度 「助け合い 職場も家庭も 子育ても」
令和元年度 「お互いの 個性を認め つながる未来」

今後の主な活動予定

山形大学「女子中高生 理系進路選択支援事業」 女子中高生のためのサイエンス・カフェ

山形大学の女性研究者や大学院生による実験教室を開催します。

日時▶令和4年8月21日(日)午後1時～ 会場▶市立天童中部公民館

対象▶市内に在住、在学している女子中高生

写真展「私たちは特別じゃない!」&カラフルcafé

チェリアフェスティバル2022内で開催します。カラフルcaféは山形大学人文科学部准教授 池田弘乃氏を迎えて、多様な性やLGBTQ+をテーマに懇談します。

日時▶写真展:令和4年10月1日(土)～2日(日)

カラフルcafé:令和4年10月2日(日)午後1時30分～2時30分

会場▶遊学館(山形市)



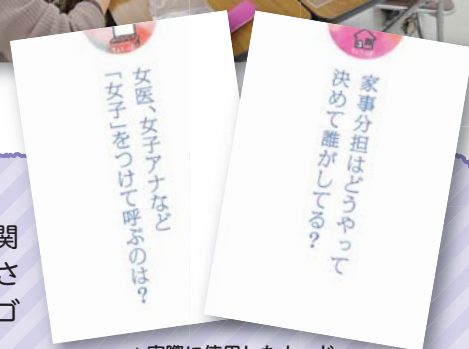
～推進委員の研修会を開催しました～

ジェンダーカード体験講座

令和4年6月9日(木)
市民文化会館

6月9日に、山形県男女共同参画推進員の有川富二子さん、石澤多貴子さん、五十嵐優子さんを講師にお迎えして、ジェンダーカードを使用した研修会を開催し、推進委員19名が参加しました。

今回は5つのグループに分かれ、カードに記されたテーマについてお互いの意見を共有し合い、話し合った内容を発表しました。推進委員からは、「時代とともに認識はだいぶ変わってきたが、男性だから、女性だからという思い込みはまだ残っている」、「メディアの影響も大きいのではないか」、「男女問わず、理解しよう、協力しようという意識が大事」などの意見が出ました。



▲実際に使用したカード

ジェンダーカードとは?

ちえりっぽ(女性=健康Yamagata)が作成。ジェンダーに関わる普段の生活での出来事や疑問が全40枚のカードに記されています。学校編、地域編、家庭編、職場編の4つのカテゴリーに分けられ、参加者に応じて使用することもできます。

カードについてのお問合せはちえりっぽまで email:cherippo@eneweb.net

育児・介護休業法が改正されました

男性も取得しやすくなります!

令和3年度の山形県の育児休業の取得率は女性が96.8%、男性が15.1%でした。男性の取得率は年々上がっていますが、女性に比べ、依然として低い数字です。

令和4年4月から改正育児・介護休業法が段階的に施行されます。この機会に、育児への参加について、改めて考えてみませんか。

山形県の育児休業の取得率

	H29	H30	R1	R2	R3
男性	3.9%	5.0%	6.7%	8.1%	15.1%
女性	93.5%	96.5%	95.7%	95.9%	96.8%

山形県労働条件等実態調査/山形県

◆令和4年4月1日施行

- ①個別の制度周知・休業取得意向確認と雇用環境整備の措置の義務化
- ②有期雇用労働者の育児・介護休業の取得要件が緩和

◆令和4年10月1日施行

- ③出生時育児休業(通称「産後パパ育休」)の創設
- ④育児休業の分割取得が可能

◆令和5年4月1日施行

- ⑤育児休業取得状況の公表の義務化 ※従業員1,000人超の企業

詳しくは
県ホームページへ



「職場とパパのための男性育休のスズメ!」

用語解説:ジェンダー(gender)

生物学的性別(sex)に対して、社会によって作り上げられた性別のこと。男らしさ、女らしさといった言葉で表現される。